

(第一類第十号)(附属の四)

第四十回国会 衆議院 運輸委員会地方行政委員会連合審査会議録 第一號

(五九一)

昭和三十七年四月二十五日(水曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員会

運輸委員会

委員長 簡牛 九夫君

理車關谷 勝利君

理事塚原 高橋清一郎君

理事久保 俊郎君

理事三郎君 肥田 次郎君

生田 宏一君

川野 芳滿君

砂原 格君

細田 吉藏君

加藤 勘十君

内海 清君

伊藤 常彦君

安宅 懇君

前田 義雄君

門司 亮君

鈴木 升君

齊藤 昇君

井 謙君

理事渡海元三郎君

理事阪上安太郎君

出席國務大臣

運輸大臣

國務大臣

出席政府委員

総理府総務官

警察庁長官

監視官

(交通)長官

運輸政務次官

運輸事務官

(大臣)官房長

(自動車)事務官

建設事務官

(道路)局長

河北 正治君

真一君

廣瀬 誠美君

英治君

有馬 真一君

内閣審議官

委員外の出席者

警視監  
(警察庁交通局) 藤澤 三郎君

運輸事務官  
(自動車参考官) 増川 達三君

専門員 小西 真一君

本日の会議に付した案件

自動車の保管場所の確保等に関する

法律案(内閣提出第一五六号)

〔簡牛運輸委員長、委員長席に着く〕  
○簡牛委員長 これより運輸委員会地方行政委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が委員長の職務を行ないます。

自動車の保管場所の確保等に関する法律案を議題とし、審査を行ないます。

する。  
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 自動車 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。)をいう。

二 保有者 自動車損害賠償保障法第三項に規定する保有者をい

う。

三 保管場所 車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所をいう。

四 道路 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

五 駐車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第一条第十八条に規定する駐車をいう。

第六条 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において当該自動車の保管場所を確保しなければならない。

(保管場所の確保)

第七条 道路交通法第九十条第一項、第一百三十三条第二項第二号又は第一百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなす、同法第一百十条又は第一百十一條第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。

第八条 自動車は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて指定した道路の区间において、道路交通法第四十八条第一項の規定により駐車する場合に当該自動車の右側の道路上に公安委員会が定める距離以上の余地がないこととなる場所においては、同法第四十

ようとする者は、当該行政庁に対し、道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保していることを証する書面で政令で定めるもの

を提出しなければならない。

当該行政庁は、前項の政令で定めた書面の提出がないときは、同項の処分をしないものとする。

(保管場所としての道路の使用の禁止等)

第五条 何人も、道路上の場所を自動車の保管場所として使用してはならぬ。

第六条 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

一 自動車が道路上の同一の場所に引き続き十二時間以上駐車するこ

とは、してはならない。

二 自動車が道路(日没時から日出

時までの時間をいう。)に道路上の同一の場所に引き続き八時間以上

駐車することとなるような行為

二 前二項の規定は、政令で定める特

別の用務を遂行するため必要がある場合その他政令で定める場合につい

ては、適用しない。

(駐車の禁止、制限等)

第七条 道路交通法第九十条第一項、第一百三十三条第二項第二号又は第一百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなす、同法第一百十条又は第一百十一條第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。

第八条 自動車は、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が道

路又は交通の状況により特に必要があ

るとして認めて指定した道路の区间に

おいて、道路交通法第四十八条第一

項の規定により駐車する場合に当該

自動車の右側の道路上に公安委員会

が定める距離以上の余地がないこと

となる場所においては、同法第四十

第一條 この法律は、自動車の保有者等に自動車の保管場所の確保等に関する法律(目的)

自自動車の保管場所の確保等に関する法律(目的)

第三条 自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において当該自動車の保管場所を確保しなければならない。

(保管場所の確保)

第七条 道路交通法第九十条第一項、第一百三十三条第二項第二号又は第一百八条の規定の適用については、前条第一項の規定又は同条第二項若しくは第三項の規定に基づく処分は、同法の規定又は同法の規定に基づく処分とみなす、同法第一百十条又は第一百十一條第一項の規定の適用については、前条の規定は、同法の規定とみなす。





四

してしまって、どうふうな考え方でいくと、今お話をのような非常な混乱が起こるのではないか。五条の運用という問題については、むずかしい問題があるように思います。この点は十分慎重に考えていかなければならぬのではないか」といふふうに考へておられます。

○安宅委員 そうすると、ますますおかしくなるのじやないですかね。一年後こ施丁する上、ハニカルを書いてある

のですが、運用で何とかする、こういふ話であります。大体日本に、特に六大都市周辺とその市内に、そういう自動車の台数が何万台もあるのですから、そんなあき地があるとあなたの方では思つてこういうことを考えたのでしょうかが、ないのじゃないですか。なから、道路に置いているのでしょう。一年後にやるのだ。しかも、あなたの答弁では、一べんにやると混乱が起きるから、むずかしいけれども運用で何とかしたい。そうすると、おれのところはあき地がない、おれのところもないといふんな言わされたら、どういうふうにして取り締まるのか。具体的に一つ説明を願いたいのです。

ら作らぬといふのを個々に「各教習所」として、  
していくというような考え方で、先ほど  
申し上げたわけではないのでございま  
す。しかし、御承知のように、大都市  
におけるあき地または利用すべき土  
地、車庫、保管場所として利用すべき  
土地が、非常に私底しているといふこ  
とも事実でございます。従いまして、  
第五条を実際に動かしていくということ  
になりますれば、政府なり公共団体  
なりがかなり思い切った施策をして、

そして共同の保管場所であるとか――  
これは地下という場合もございまして

とを示してもらいませんと、これは中  
小零細企業を中心としたこれらの人た

○安宅委員 あります。

るということではなく、それを実現していくためには、政府としても、今後

○安宅委員 それでわかりました。そういうことになりますと、運輸大臣、この法律を作るときには、ただいま考へるとか、いろいろな方途を考えて、そういうものと並行して、実際に動くべき運営をしていく必要があるといふ意味で申し上げたわけであります。

たものだということは、政府を恨むことになるのではないかと思うのであります。どういう施策を予定しておるのか。あるいはこういうことについて、せつから開僚懇談会などもやっておるようですが、話題になつたことがあるのかないのか。なつたとすれば、どういう話があったのか。そ

して、政府が何らかの施策を行なうべき  
いう義務つけの条文などを入れるべき  
ではないかという話はなかったのです。

○安宅委員 警察庁長官にお伺いしますが、こういうことになりますと、今まで保管場所に、こうの書いてあることは、いかがかと思つておる次第であります。

の力は、きりして、それで、從業員を持つておつた人々の保養場所というものをどういうふうに確保するのか、政  
府は、こゝにどうう告置とする  
**○齋藤大臣** 取り締まりを実施いたしますのは、今後一年経過期間を置いたしまして、そこで何れか改訂をさせて

○安宅委員 それは今運輸大臣から聞いたのです。だから、そういう制限を加えるのですから、加える側の政府が

のかということをあなたの方で調査したところが、調査し切れなかつたといふことを、地方行政委員会の道路交通

いう法律を作るのだったら話はわかりますけれども、どうなるかわからな  
い、運用で何とかやりたい、とにかく保管場所を持つてない者はだめになる  
のだという気合いだけかけておいて、何らの措置もない法律などというう  
のは、根本的に本末転倒の法律ではな  
いかと思うのであります。が、この点  
は、どういう施策を将来政府はとるつ  
もりであるかということを明確にこの  
際言つてもらわないと、特に大きい企  
業なり大会社などは何とかなるでしよ  
う、遠いところに車庫を持つことも、  
保管場所を持つことができるでしょ  
う、しかし、中小零細の、小型四輪一  
台か二台持つて回っている人とか、そ  
れから都内のまん中に店舗をはつて  
きゅうきゅうしながら営業をやつてい  
る人で、保管場所が全然ない。家が  
びっしりしているから、そういうとこ  
ろの人に対してはどういうことをする  
のかというくらいの、はつきりしたこ  
とになるだろうと、われわれは考えて  
おります。そこでだいまおっしゃいますように、今日たくさんの方の車が路上に  
を保管場所に当っているわけでありま  
す。今おっしゃいますように、ことに  
中小企業に属するような人が相当たく  
さんこういう状況にありますので、中  
小企業の組合等に対しまして、あるい  
は助成金を出す、あるいはそういう施  
設を作つた場合に、固定資産税は免除  
するとか、軽減をするとかいう助成措  
置をはかりまして、逐次実際の取り締  
まりも可能であるという状況に持つて  
いった上でしたいというのが、この法  
案の考え方でございます。交通警察機  
関会議等におきましても、その点が最も  
重要な点だと考えまして、大蔵省、通  
産省等も参加していただき、そうし  
て自動車の共同保管場所を作らせて、  
それに対する助成方策を至急に講じて  
いこう、かようによいたしておるわけで

○安井國務大臣 これから新しく入れる者は車庫あるいは常置所を持たなければならぬ、そして将来は全部持たなければならないという考え方方は、すでに現在でも一般的の営業車には適用されておるわけであります。従来、自家用車にそういう面が黙認されておったといひますか、放置されておった。これだけの自動車の非常な混雑の事情になつてくれば、当然自家用車に対してもそういったある程度の規制が必要じやないかという考え方から出ておるわけでありますて、従つて、そのたゞに、今度は全面的に初めから法文に政府で保障するような方法を正式に入れ

んなことができるのですか。できる見込みがありますか。できる自信がありますか。  
○柏村政府委員 ただいま安井自治大臣からお話をございましたので、お答えをさせていただきます。その他の自家用トランク等につきましては、登録の際記載事項ということになつておつて、これがの確認ということは、必ずしもされないわけであります。一時警視庁管内におきまして、その記載事項が正しい記載であるかどうかということを調査したことがございますが、その際は、かなりずさんな記載がされてお

るという事実があつたのでございま  
す。今度行なわれます法律につきまし  
ては、とりあえず、第四条で、新しく自  
動車を登録する場合におきまして、保  
管場所が確保されているかどうかを確  
かめるという問題があるわけでござい  
ます。それにつきましては、警察と  
しても十分協力して参りたいと思って  
おりますが、その程度のものであります  
れば、そういう場所があるかどうかの確  
認というようなことについては、もち  
ろん努力を要します。人手も食うもの  
でござりますけれども、不可能な問題  
ではない、非常に困難だというほどの  
ものではないというふうに考えておる  
わけあります。

○安宅委員 私は、だんだんピントが  
はずれてしまふかもしませんが、自  
家用の乗用車なんというのは、乗用車  
を持つくらいの人は車庫くらい持たな  
いのがありますね。こういう人々が非  
常に困るのじやないかと思うのです。  
従つて、ただいままでいろいろ助成な  
り何かの措置をすると盛んに言つてお  
られるのであります。私はでき  
ないような気がしてならぬのです。か  
ら証文だけ発行しまして、あとで知ら  
ぬぞということになつて、苦しむの  
は、そういう私が言つた、ほんとうの小  
さい商店やそういうところが非常に困  
るのじやないかと思うのです。たとえ  
ば道路に置いては悪いといつても、保  
管場所でないところに置いておるじや

ないか——赤坂あたりはえらい乗用車  
がぎつり詰まつておりますが、どう  
いう人が使っておるのか私わかりませ  
んけれども、長時間駐車しておるじや  
ないか。一時だといながら夜まで  
らきてるのかどうなのかなんという  
ことを、交通関係の取り締まり当局で  
判断することができますか。できない  
でしよう。できないから、結局道路に  
おける自動車のはんらんなんというの  
は、何もならないじゃないかと思うの  
です。そういう観点から見た場合に、  
どういう結果になるか、ちょっとお聞  
きしておきたいと思うのです。

○柏村政府委員 今度の五条におきま  
して、長時間、すなわち昼夜を分かた  
ず十二時間以上継続して同一場所に置  
く、あるいは夜間八時間以上置くとい  
うことを行なつたとしてあります。こう  
いうものについてどういう調査をする  
かという問題は、確かにお話をようや  
くむずかしい問題でございます。これ  
は、その間に動かしているか動かして  
なければならぬという理屈はわかるので  
す。自家用の乗用車でないいろいろな  
ものがありますね。こういう人々が非  
常に困るのじやないかと思うのです。

従つて、ただいままでいろいろ助成な  
り何かの措置をすると盛んに言つてお  
られるのであります。私はでき  
ないような気がしてならぬのです。か  
ら証文だけ発行しまして、あとで知ら  
ぬぞということになつて、苦しむの  
は、そういう私が言つた、ほんとうの小  
さい商店やそういうところが非常に困  
るのじやないかと思うのです。たとえ  
ば道路に置いては悪いといつても、保  
管場所でないところに置いておるじや

は御質問の趣旨がそういうことでなし  
に、駐車禁止以外の場所に長時間置い  
ておるというようなものは、なかなか  
取り締まれないじやないかというお  
話、この点は確かにあると思います。  
現在道交法において、とめた車の右側  
三・五メートルないところは駐車する  
ことができないということであります  
が、今回の法律においては、区域を  
定めまして、あるいは四メートル、あ  
るいは五メートルなければとめてはな  
らないという場所を指定していくとい  
うような方途によって、非常に混雑す  
るようなところに長時間、あるいはた  
くさんの車が駐車するというようなこ  
とを防ぐ方途は、第六条で実効が保た  
れるようになる、そういう面の効果は  
あろうかと思つておるわけでございま  
す。

○阪上委員 御説のように、憲法第二  
十九条では、私有財産は、これを侵し  
てはならない、こういうふうに規定を  
されております。それはいろいろ学説  
はありますようけれども、直接的に、  
間接的にやはり侵しちゃいかぬ、こう  
いう意味だと、われわれは解釈する。

この場合、保管場所というものを確保  
しなければならない、これが使うことができぬということ  
になつて参りますと、間接的に私有財  
産権を侵している、こういうふうに考  
えるわけであります。それから二項

の、財産権の内容については法律でこ  
れを定める、この場合は別に問題はな  
いと思います。そこで「私有財産は、  
正当な補償の下に、これを公共のため  
に用いることができる」、こういうよ  
うに規定されております。従つて、こ  
ういった規制をやろうという場合にお  
きましては、当然それに何らかの正當  
な補償というものがついてこなければ  
ならぬ、こういうふうに考えるのです  
が、この点はどうでしょうか。

○齋藤国務大臣 これは財産権を、た  
とえば自動車を使用するというわけで  
もございませんし、現に道路上を車庫  
がわりに使つてている。その車庫がわり  
に使つてている権利がある、こういうよ  
うには見られませんから、補償とい  
う問題は起きてこないと、われわれは考  
えます。

○阪上委員 別に、法律で補償する場  
合において、それが完全補償であると  
いうことは、われわれ言わないであ  
ります。いろいろな場合を考えまして  
も、わが国において、こういった場合  
におけるいろいろな補償の内容を調べ  
て見ますと、完全補償をしているのは  
一つもない。しかし、何らかの補償を

しなければならないのではないかとい  
う考え方を、私は持つわけなんです。今  
まで使つてはならない場所に車を置いておる、駐車して  
はいけない場所に車を置いておる、そ  
のことを禁止しようすることは、そ  
れ自体別に補償が必要でないのだ、こ  
なるべく、こうしたことになつた場合

には、これに対するところの補償とい  
ういう解釈ではなくして、車を持つて  
いるのものが、これがどうしても保管  
場所というものをこの際作らなければ  
ならない、こうしたことになつた場合

には、当然あるべきじゃない。あなたのつ  
つて、その場合、個々の補償をわれわれ  
は言うわけじゃない。あなたのつて、  
しゃるようなものの考え方も、私は成  
立つと思ひます。しかし、行政上こう

いつたものを考へていく場合に、個々  
の補償がないとしても、たとえば無  
料の駐車場であるとか、公営の駐車場  
であるとかいうものをやはり作つて

いつつ、そうしてどうしてもそういう  
土地を入手することができないとい  
うものに対しての救済措置といふもの  
は、当然講じられるべきである。この

措置を、私は、やはり憲法解釈上から  
も必要とするのじやなかろうか、こう  
思うのであります。いま一度、どう

でしようか。

○齋藤国務大臣 社会問題といったま  
して、現に道路上に車をしょっちゅう

合に、これは何ら措置しないで明日から全部取りのけてしまえといふことは、事実上いい政治とは言えませんから、これに対しましては、できるだけ公共用地を開放するとか、あるいは助成措置を講ずるとかいうことをいたして参りたい、かよううに考てえいるわけあります。が、これから車を持つものに対する、何らか補償的な意味でいふことは、車を持つものために、政府なり公共団体がそういう保管場所を置くということは、これは望ましいかもわかりませんが、しかし、日本の現状におきましては、そこまではちよつと行き届かねるというのが現状だと、私は考えております。

○阪上委員 ですから、私は申し上げておるのであります。普通道路の整備が行き届いておって、しかも交通緩和対策としても、大量輸送計画その他のが完備しておる、そういう状態下においては、私はこういう問題は起こつてこないと思う。こういう規制をする必要がないと思うのです。ところが、こういう規制をしなければならぬといふことになつたのは、やはりそういういろいろな諸政策が十二分に行き届いていなかつたからだ、こういうふうにわれわれは解釈するのです。むしろ極端な言い方をすれば、政府の責任です。普通、諸外国おきましても、芝の上に車を置いどつても別にかまわぬじやないかといふ考え方も、成り立つべきなんですね。それをしてもこうかの閑散たる場所においては、道路上に車を置いておつても別にかまわぬといふように規制しなければならぬ、こ

の場合、政令で指定する地域においてやらなければならぬということになれば、一般的にやないじやないか。その場合、私は当然適当な補償をしなければならぬと思うが、しかし、個々に対応しての補償ということとは、この際必ずしもそこまでいく必要はないけれども、やはり公の施設によつてある程度救済することが必要である。たとい猶予期間が一年置かれておつたとしましても、一年たつてもなおかつ入手できないものは一体どうするか、こういう問題も出てくるのじやないかと思うのです。

そこで、先ほど大臣は、そういうことのためにも公共用地というものを提供して、そして車を置くことができるようなものに持つていただきたい、こういうふうにおっしゃつてあるのであります。ですが、その計画はどういうふうになつておりますか。閣僚懇談会等において、あるいは総理府の中にありますところの交通対策本部等において、作案しておられると思うのでありますけれども、どのように考えておられますか、どういう計画をお持ちになつておりますか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○齋藤国務大臣 これから新たに車を持つとうとするものに対しまして、何らかの助成措置を講ずるとか、あるいは公共の駐車場、車の保管場所を設けるとかいうことは、ただいま政府としては考えておりません。現に、路上を駐車場がわりに使つている者が、非常に多い。これは一年後になりますと、地域によりますけれども、指定をしたいと考える地域に、相当ござりまするから、これに對しては、事実上相当の措

質を講じなければ、実際困るじやないか、かようと考えて、先ほど申しますと同時に、でき得るならば、公園とか、あるいは学校の校庭等を一時使用ができる場合に、特別の融資をしよう、あるいは税制面でも考慮をしようといふような助成方針をとろうという方針は、昨日の交通関係懇談会においてきめまして、これの具体化を至急にかけて、そして一年後の施行に支障のないようにならうとしていたい、かようを考えておりますので、各細目——それに對して、助成金がどのくらい要るか、何%の助成をするか、税制をどうするかという細目は、まだきまつておりますが、これを早急にきめまして、施行に差しつかえを来たさないよにいたしたい、かようを考えているわけでもあります。

て、指定を個々にして参りたい。從  
まして、これは非常に抽象的で恐縮  
ございますが、五条の適用区域は相当  
にしばられる、それから四条はでき  
だけ広くしたいという氣持をもって、  
実情に合わせていく、こういうふうな方  
考え方をしておるわけでございます。  
○阪上委員 私は、政令で定める範囲  
というものを、もう少し科学的に検討  
したものがほしいということなんです  
す。たとえば米国あたりでも、フィニ  
ナルフィアの都市交通圏というような  
ものがあるわけなんですが、これは長  
官も御存じだと思う。あるいはトロン  
ト方式等によって、そういう交通対策  
というものを進めているところもある  
わけなんです。非常に科学的にそ  
いつたものを編み出しておる、こうい  
うことなんです。そしてフィラデ  
ルフィアの場合においては、半径一マイル  
以内をもつて都心部というような範  
囲をして、第一圏、第二圏、第三圏、第四  
圏というふうにいたしまして、きわめ  
て科学的にそいつた範囲というものを  
をきめております。私が伺いたいのは  
政令で定める場合においても、これそ  
のままの形にはなりませんけれども、  
そいつたものが必要ではなかろう  
か。先ほど運輸大臣からも答弁があり  
ましたが、必ずしも五大都市とかなん  
とかに限るわけではない。それはその  
通りだと思うのです。そこで、何かそ  
ういった科学的なものをやはりこの際  
作り出しておくということが必要じ  
ないかと思うのであります。あなた  
のお考え方はどうでしょう。

していくべきものと思います。ただそういう方向はその通りでございませんが、まだ具体的に検討が遂げられてないということを申し上げたのでございまして、第五条の適用区域は、さあたっては、実際に交通が輻輳して、路に自動車を置くことが非常に交通支障になるような区域であり、しかこれに対する保管場所についての区域がなされ得るような情勢というもとにらみ合わせて、指定されていくようになるのではないか、それから、四条につきましては、そういう交通なんばんなところに集中し得る区域としますか、集中しがちな区域という、うなところに、まささしあたっては、点的に指定されるという方向になるのではないかというふうに考へるわけであります。

○阪上委員 これは質問ではありますけれども、やはり全国の政令なんですかとも、やはり全国的に当てはまるような、科学的な根柢のあるものを作つていただきたい。このことを希望いたしまして、私の関連質問を終わります。

○安田委員 それで、今まで阪上さんからお話をありましたように、私は、一番先にこういう問題について——公共の福祉という立場からというあなたのものを作つていただきたい。このことを希望いたしまして、私の関連質問を終わります。

いう例もあるのです。たとえば現在の自動車の免許その他そういう許可といふものは、都道府県ごとにみな違うでしよう。私は山形県ですが、山形県で受けてきて、それで議員宿舎にいるわけだ。議員宿舎なんていうのは駐車するところはないわけだ。こういう仮定をしますと、どこにも置くところがないわけです。それならもうこういう法律を作つてもまるでしり抜けで、ざるどころか、ガラス窓ぐらい穴があいているような気がしてならないのですよ。だから、阪上さんが言つたような科学的な、そういう駐車の制限なり保管場所の設置なりというものを、政

府がこの法律を出す場合の義務つけとして条文にはつきり書いて、そして憲法上相当疑義がなくなつたという形で出てこない限りは、憲法違反だということで訴えられるような件数がたくさん出てしまつて、お手上げになる。反面、青森県あたりで免許を受けて、そこで訴えられるような気がするのであ

りますが、告訴があつた場合には堂々として堂々と乗り込んできてやつたために、交通の渋滞というものは何らの解決にはならなかつた、こういうふうなことが出てくるような気がするのであります。私が指摘したような事柄によつて、まるでこの法律を作つてもしり抜けじゃないかという私の考え方なりますが、しり抜けではないといふ二点の、私が指摘したようなふうに言えるのかどうか。さらに、その結論として、私が何回も言つたように、いろいろ規制を受ける人に対して、政府が相当の義務を負うのだといふ條文をさらに入れるなどを考えていいいかどうか、必要があるのではないか。この

三点について一つ答弁をしてもらひました。議員宿舎の一部の回答になるかもしれませんのが、この条文を加える意思はやつぱりないのですか。

○安宅委員 それからもう一つ、義務づけの条文を加える意思是やつぱりないのですか。

○斎藤國務大臣 その考えは政府としては持つております。

○安宅委員 わかりました。

ただ、最後のあなたの答弁ですが、私は活動の本拠は東京だというふうには考へない。どうしても山形が本拠なので、それで、山形を本拠にしてやつて登録をして使っておられた車を、今度東京都の平河町なら平河町に移られまして、平河町の宿舎を拠点にしてその車を使われるということになりますと今まで車の使用の本拠が山形県の山形市なら山形市でありましたものが、東京都の平河町になるわけでございます。

京都の平河町になるわけでございますが、本拠はどこまでも山形だといふ腹だったら、どこまでも水かけ論で、そういうことはいろいろ取り締まりのときに不公平が出てきたり、官憲の判断で適当なことをやられたら、えらい行き過ぎが将来出でてくると思うのです。もしかりに私だったら、絶対あなたとのその持論には承服できませんから、冗談言うなこの野郎というので、冗談言つたときも手をあげてしまふことがあります。

○門司委員 これは、一般の交通の用に供しておる道路とは、俗にいう公道の、この法律では道路として取り扱つております。

○門司委員 これは、一般の交通の用に供しておる道路とは、俗にいう公道の、この法律では道路として取り扱つております。

○門司委員 道交法の解釈と同じだと言わると、少し問題が出てくる。道路と道交法の関係というのは、道交法の判斷で適当なことをやられたら、えらい行き過ぎが将来出でてくると思うのです。

○門司委員 これは、一般の交通の用に供しておる道路とは、俗にいう公道の、この法律では道路として取り扱つております。

○門司委員 これは、一般の交通の用に供しておる道路とは、俗にいう公道の、この法律では道路として取り扱つております。

○門司委員 この法律によって取扱い締まりをした場合等において、訴訟事件になつたときに、あるいは憲法違

反の訴えがあつた場合に、自信があるのかという御質問でございますが、これは私ども十分政府部内、法制局も含めて立案したものでございますので、思われる方から答弁を願いたいと思ひます。

○木村(時)政府委員 ただいま御質問の一部の回答になるかもしれませんのが、この条文を加える意思はやつぱりないのですか。

○安宅委員 これが公道でしょね。

○斎藤國務大臣 私がこういうことを聞きますのは、都心の中には比較的少ないかと思いますが、日本の都市行政というのではまだほんとうに整備されておりませんの

で、道路の中には私道がたくさんあるのです。そうしてそれが公道と同じよう使われている。厳密に言うと、そ

こに自動車を置いたからといって、ちゃんと税金を納めているし、私の道路の土地だと言われば、しようと使われている。確かに言うと、そ

うのは、道交法と同じ解釈であります。

○斎藤國務大臣 現在でも、御承知のように道交法では駐車禁止もできることになりますと、その点は、公共の用に供しておれば、その限度において所有権は制限をせられておるとい

ます。

○門司委員 道交法の解釈と同じだと

言わると、少し問題が出てくる。道路と道交法の関係というのは、道交法の判斷で適当なことをやられたら、えらい行き過ぎが将来出でてくると思うのです。

○門司委員 これは、一般の交通の用に供しておる道路とは、俗にいう公道の、この法律では道路として取り扱つております。

いのではないか。私の土地に私の車を置くのがどうして悪いのかということになる。そういうのが出てきやしませんか。これは都市計画か何かできちんとして、道路予定地だという路線に入つておればまだしも問題は少なからうと思いますけれども、最近の郊外の新聞地に行つてごらんなさい。ほとんどと言つていいほど道路が私道です。これは上地されおりません。私はそれを心配するのです。だから、この法律に言つてある道路というのは、どの程度までを指さしているのか、との程度までそれに監視ができるのか、こういうことなんです。

○齋藤國務大臣 この法律は、やはり道路交通の疎通をはかるという趣旨も持つております。従つて、道路交通法によるいわゆる駐車を禁止するということどうやらになるわけでありまして、長い間の駐車をしていることが、結局自動車の車庫がわりに使うということになるわけありますから、私道でありましても、駐車禁止ができるということは、私道の所有権を侵すわけではないわけではありませんから、駐車の禁止がもつときびしいので——もと見れば、社会作用としては見れないことはないわけありますから、駐車のありまして、道路交通の疎通をよくするという趣旨でこの法律を作つておるわけありますから、従つて、所有権の問題は、これは先ほどおっしゃいましたが、いやしくも公衆の交通の用にます。

供しております以上は、その交通の用に供している方途によって使われなければならぬので、その限度においては所有権が制限をされるのは当然だ、かうように考へております。

○門司委員 どうも大臣の答弁は、私はふに落ちかねるのです。その点がはつきりしていないよう気がする。

路とみなすのだといふならみなしして、他人の車を置くということについてはどうかと思ひますが、その土地の所有権者がそこに自分の車を置く場合は、そういう理屈が出てきはしないか。今までの判例その他から見ますと、たとえばそれが私道であつても、奥に他人の家が何軒か建つておる、そこまで行くにはどうしてもそこを通らなければ、先の住宅の使用ができないのだという場合に、地主が意地悪くそこにかきねをするというようなことについても、それは行政上の措置で、そういうところにかきねをしてはいけないとなんとか言われておるようですが、それとも、そのうものと違つた形が、ここには必ず出てくると思うのです。時間も何ですから、あまり押し問答しても、大臣の答弁ははつきりしませんが、そ

実態に沿わないものが事実上できはしないか。なるほど、昼間一日使って、夜間使わなくなつて公道に放置された車——放置すると言うとおこられるかもしれません、置きっぱなしの車がたくさんあります、それらの問題の取り締まりはこれで整理できると思ひます。日常の取り締まりは困難ではないか。置く所がなければどこに置くかということで、車を一日じゅうううううそらを運転して回つておるわけにいかぬと思ひます。だから、どうしてもこういう法律をお出しになるとすれば、一方には、そういうものの不都合のないような処置を地方の自治体なりに、特に私は地方の自治体と言いたいと思いますが、ある程度義務づける、という言葉が行き過ぎならぬればならないことだと思ひます。だから許可を受けておるということです。この場合、主として自分の所有地における駐車場が、大体これに当たることはまるごとだと思ひます。しかし、たまたまどこかへ出かけていつて、そこには駐車場がなかった。しかも、そこで一日なり半日なり相当時間用事をしなければならぬというときに、車をどうに置くかという問題が必ず出てくると思う。愛知の車が東京に来てうろろろするようなことがあるかもしませんし、あるいは大阪の車が来ておるところに置くかといふことだと思ひます。

○門司委員 そうすると、かなり

いろいろな問題を起こしやしないかと私は思ひます。

○齋藤國務大臣 ただいまの点は、問題の起こらないように、十分地方の方に懇切に通達その他の指導をいたして参りまして、門司さんのおっしゃるよなことのないようになつたいたいと思ひます。

○門司委員 それからもう一つの問題は、先ほどから議論になつておることだと思ひます。駐車場は実は持つておる。だから許可を受けておるということです。この場合、主として自分の所有地における駐車場が、大体これに当たることはまるごとだと思ひます。しかし、たまたまどこかへ出かけていつて、そこには駐車場がなかった。しかも、そこで一日なり半日なり相当時間用事をしなければならぬというときに、車をどうに置くかといふことだと思ひます。だから許可を受けておるところに置くかといふことだと思ひます。

○門司委員 そうだとすると、かなり

いろいろな問題を起こしやしないかと私は思ひます。

○齋藤國務大臣 実際問題といたしましては、おっしゃる通り、その点が事実上の問題として一番むずかしい問題になるだろう、かようにもうございません。従いまして、公共の駐車場をふやす、それに付随する問題が出ておりま

す。従いまして、公共の駐車場をふやす、それに付随する問題が出ておりま

す。そのときの情勢で別の問題として、少なくともそういう処置を講じなければ、本人が持つておるのに、車庫だけを義務づけてみたところで、今日の交

通状態をこれで緩和するわけにはいかない。従つて、私は、この法律は少し

寸足らずじゃないか、もう少しはつきりしたものにする必要がありはしない

かということでお尋ねをするわけであります。そういたしますと、大臣の今答弁では、将来そういうことを研究してはつきりさせるということですが、私は、この法律の通過の過程において、もしでき得ればどこかにそういう条項を入れて、万全の策をこの際講すべきではないか。ただ車を所有しておる者だけを対象にした法律では、今日の目的の達成は完全に行なえない。いやみを言うようですが、どうも警察の諸君が集まれば、取り締まりだけを嚴重にすれば、それで問題が解決するようにものを考える。運輸省は運輸省で、車の持ち主だけにそういう義務つけをすれば片づくという、そういう考え方ではないと思うのです。これはやはり警察ともよく話し合ひを願つて、地方自治体とも話し合いを願つて、そうして万全を期されることを強く大臣に要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○齋藤國務大臣　ただいまの御要望の点は、政府として十分留意をいたして参りたいと考えております。今国会において御通過を願いました駐車場法の改正、これを満度に使いまして、ただいまおっしゃいますような間違いがないように、一般に不便をかけないようにないたしながら、地域を指定して参りたい、かようになります。

○筒井委員長　ほかに御質疑はございませんか。——ほかにございませんので、本連合審査会はこれにて終了いたします。

午前十一時四十四分散会

昭和三十七年四月二十八日印刷

昭和三十七年四月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局